

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年9月1日（平成27年（行個）諮問第145号）

答申日：平成28年4月27日（平成28年度（行個）答申第4号）

事件名：本人が特定矯正施設にて受けた心理テストによって判明したIQの数値が記載されている文書の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年頃，開示請求者本人が特定矯正施設にて受けた心理テストによって判明した開示請求者本人のIQの数値が記載されている行政文書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求につき，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し，平成27年7月10日付け大管発第783号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

本件，保有個人情報の開示をしない旨の決定について，開示をしない旨の理由は，適用除外となっているが，これは法律で定められた要件に該当するだけであり，これにより不開示決定にするという処分自体がおかしく，これだけを理由にするというのであれば本件に係る行政文書を開示するという決定も当該法律では可能ということになる。そして，本件保有個人情報開示請求の目的は自身のIQの数値を知る事が目的であり，これは憲法が保障する自己を知る権利などにも該当し，当該行政庁は上記に該当する内容の行政文書を何らかの事情があれば黒塗りなどを活用した上で開示するのが相当であり，不開示決定という処分そのものが不当である。よって処分そのものが不当であり，自己を知る権利などを度外視した判断でもあるため，審査請求により，不服申し立て致しま

す。

## (2) 意見書

ア 不開示決定そのものが憲法で保障された自己を知る権利を阻害し、不当な決定であるということ。

イ 個人の前歴等が明らかになるなどの不都合な事情がある場合は黒塗り等を活用した上で開示するのが相当であり、私自身は鑑別所に収容されていた当時の自身のIQを知ることが希望であり、それ以外の個人の前歴等が明らかになるような情報については求めていない。

ウ 本件、不開示決定の理由は当該法律で適用除外に該当するためとなっているが、これは適用除外に該当するというだけの話であり、話を変えれば、開示することも当該法律では可能ということになる。ならば、私の希望通り、当該行政文書を開示することが相当であろうし、前歴が明らかになるなどの事情があれば黒塗りなどを活用した上で開示することが相当である。

エ 私の希望は私自身が鑑別所に収容されていた当時の自身のIQの数値を知ることだけです。それ以上の情報を求めるつもりはありません。

ア～エが私の意見です。以上なので宜しくお願い致します。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件開示請求は、特定矯正施設が保有する「特定年頃、開示請求者本人が特定矯正施設にて受けた心理テストによって判明した開示請求者本人のIQの数値が記載されている行政文書」の開示を求めているところ、本件対象保有個人情報、本件開示請求に係る開示請求人と大阪矯正管区との応答の過程から、開示請求人が特定矯正施設に収容されていた際に行われた心理テストによって判明した開示請求人本人のIQの数値が記載された行政文書であることが認められる。
- 2 法45条1項の規定において、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判又は刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報は、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前歴等が明らかになるなど、少年鑑別所等に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。

少年鑑別所については、特定年当時、少年院法（昭和23年法律第169号。以下「院法」という。）16条に、少年法17条1項2号の規定により送致された者を収容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調

査及び審判並びに保護処分及び懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対する刑の執行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づいて少年の資質の鑑別を行う施設であることが、院法16条の2に、家庭裁判所、刑事施設の長、少年院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長以外の者から少年の資質の鑑別を求められたときは、これに応ずることができることがそれぞれ規定されていた。

また、鑑別については、少年鑑別所処遇規則（昭和24年法務庁令第58号）17条に、少年の素質、経歴、環境及び人格並びにそれらの相互の関係を明らかにし、少年の矯正に関して最良の方針を立てる目的をもって行わなければならないことが、同規則18条に、鑑別に当たっては、医学、精神医学、心理学、教育学、社会学等の知識及び技術に基づいて、調査と判定とを行わなければならないことがそれぞれ規定されていた。

「心理テスト」とは、上記鑑別における調査の一環として行われる知能検査等のことであり、少年鑑別所に収容されている者に知能検査等を行うことは、院法16条に基づく少年の資質の鑑別として行う調査以外にはなく、その結果作成される保有個人情報、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判又は刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報に該当するものと認められる。

なお、法45条1項は、同項所定の保有個人情報について開示請求権などを定めた法第4章の適用を除外するものであるところ、同項所定の保有個人情報であれば、法第4章所定の開示請求等を行う者が何人であっても法第4章の適用が除外されるものである。

- 3 したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして不開示とした本件決定は、妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月5日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成28年4月25日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年頃、開示請求者本人が特定矯正施設にて受けた心理テストによって判明した開示請求者本人のIQの数値が記載されている行政文書」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定により

法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして，これを不開示とする原処分をし，諮問庁もこれを妥当としているので，以下，本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

## 2 適用除外について

### (1) 適用除外の趣旨

法45条1項は，少年の保護事件に係る裁判等に係る保有個人情報について，法の第4章の規定を適用しないとしているが，その趣旨は，少年の保護事件に係る裁判等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合，雇用主等の要望により，本人が自己の保護事件に係る裁判等に関する情報を取得し，それを提出させられるなどして，前歴が明らかになるなど，少年鑑別所等に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり，その者に不利益になるおそれがあるため，本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として，開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

### (2) 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

諮問庁は，本件対象保有個人情報は，特定個人が少年鑑別所に収容されている，又は収容されたことがあることを前提として作成されるものであり，刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判又は刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報に該当することから，法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されている旨説明するので，以下，本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は，院法16条に基づいて，少年鑑別所が少年の資質の鑑別における調査の一環として行った知能検査等の結果であり，特定個人が少年鑑別所に収容されている，又は収容されていたことを前提として作成されるものであって，これを開示すると，特定個人が少年鑑別所に収容されている，又は収容されていたことが明らかとなり，特定個人の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

したがって，本件対象保有個人情報は，法45条1項により適用除外とされる少年の保護事件に係る裁判又は保護処分の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，法45条1項の「少年

の保護事件に係る裁判，保護処分の執行等に係る保有個人情報」に該当し，法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については，本件対象保有個人情報は，同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史